

血圧計導入促進助成金交付要綱

令和8年7月14日 制 定

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う交通事故防止対策事業の一環として、会員事業者には雇用されている運転者に対する、脳・心臓疾患の要因である高血圧の予防を図るため、過労死や健康起因事故を防止するための高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、第3条に定める機器を新たに導入する会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

（助成対象機器）

第3条 助成対象となる機器は、次に掲げる当該年度4月1日以降3月15日までに設置し、支払いが完了したものとする。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

（助成額）

第4条 機器を設置した場合の助成額は、1台あたり取得価格（消費税及び地方消費税を含まない）の1/2 上限5万円とする。なお、リースでの導入は対象外とする。

（助成申請及び助成金の請求）

第5条 申請者は、第3条に掲げる機器の設置が完了した場合、別紙様式による「血圧計導入促進助成金交付申請書兼請求書」（様式1号）を、当該年度3月15日までに協会に提出するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は別に定める。

3 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の「血圧計導入促進助成金交付申請書兼請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第7条 申請者は、交付対象となった機器が6年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付等又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は令和8年7月14日から施行し、令和8年4月1日に遡り適用する。